

留 意 事 項

1 非常災害対策計画・避難確保計画の策定及び避難訓練の実施等（別紙比較表を参照）

（1）非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施等

施設等においては、水害・土砂災害や地震等の非常災害に対処するため、災害時における施設等の利用者の避難場所・避難経路・避難方法、職員間の連絡体制を含む非常災害に関する具体的計画（以下「非常災害対策計画」という。）の策定及び避難訓練を行うこと。

なお、施設等の非常災害対策計画の策定に当たっては、これまでに発出された厚生労働省の通知等に基づき、別紙比較表の「計画で定めるべき項目」を全て盛り込むこと。施設等における非常災害対策計画の策定により、防災（避難）台帳に代わるものとするができること。

併せて、職員及び利用者に対して、避難場所・避難経路・避難方法などを周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう、非常災害対策計画に基づき、有効な避難訓練その他必要な訓練を計画的に実施したうえで、非常災害対策計画の内容を検証し、必要な見直しを行うこと。

（2）周辺状況の把握及び避難確保計画の策定等

施設等においては、がけ崩れの恐れがある急傾斜地などの周辺状況を的確に把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

特に、施設等が土砂災害（特別）警戒区域内・浸水想定区域内・津波浸水想定内にある場合は、関係市町・消防機関等と必要な情報交換・連携を図ること。

併せて、施設等が土砂災害（特別）警戒区域・浸水想定区域内・津波浸水想定内にあり、かつ、市町地域防災計画に位置付けられている場合には、施設等の立地区域に応じ、避難確保計画を策定するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施すること。

なお、施設等の避難確保計画の策定に当たっては、別紙比較表「計画で定めるべき項目」を全て盛り込むこと。

2 気象情報等の把握及びライフライン等の点検並びに食料・飲料水等の備蓄等

（1）気象情報等の把握及び安全確保

施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等を把握したうえで、適切な判断を行い、利用者の安全確保を図ること。

（2）ライフライン等の点検

施設等においては、予め、災害発生によりライフライン等が寸断（断水、停電、道路遮断等）された場合に備えた点検を実施しておくこと。

点検に当たっては、厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡。以下「国事務連絡」という。）における点検項目（例）を参照すること。

(3) 食料・飲料水・生活必需品等の備蓄

施設等においては、災害の発生によるライフライン等の寸断（断水、停電、道路遮断等）に伴い、物資の供給に支障が生じた場合に備え、利用者及び施設職員などの生活に必要な食料・飲料水・生活必需品及び燃料等について、最低限3日間分以上の備蓄に努めること。

なお、物資の備蓄状況の点検に当たっては、国事務連絡における点検項目（例）を参照すること。

3 事業継続計画（BCP）の策定及び事業所間の協定締結等

(1) 事業継続計画（BCP）の策定

施設等においては、災害発生時における社会福祉施設等の業務継続に必要な事項を予め定める事業継続計画（BCP）の策定を行うこと。（令和5年度末までに策定義務化）

なお、事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、厚生労働省の HP や国事務連絡における点検項目（例）等を参照すること。

【厚生労働省 HP】

[介護施設・事業所における業務継続計画\(BCP\)作成支援に関する研修資料・動画](#) | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

（２）事業所間の災害支援協定の締結

大規模災害に備え、あらかじめ県内の施設や近隣県の施設との間で、災害時における被災施設利用者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を締結するための検討を行うこと。

（３）施設等の耐震化整備

耐震基準を満たしていない施設、建築基準法の改正前（昭和 56 年度以前）の施設等については、早期の耐震化整備に努めること。